主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人及び弁護人長崎祐三、同松村光磨の上告趣意(後記)は、何れも刑訴四〇 五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認め られない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。 この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一一月二〇日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 長 谷 川 太 一 郎

 裁判官
 井 上 登

 裁判官
 島 保